

2019 年度

上田市政と予算に関する要望書



上田市長 土屋陽一様

2018年11月20日

日本共産党上田市議団

団 長 古市 順子
渡辺 正博
久保田由夫
成瀬 拓

2019年度予算要望書の提出にあたって

はじめに

日頃、市政の発展にご尽力されておりますことに敬意を表します。

2019年度の予算編成にあたり、市民からのアンケートや各種団体から寄せられました要望をもとに「予算要望書」をまとめました。

ご検討いただき、新年度の予算編成（補正予算含む）と施策に反映されますことを要望します。

なお、今回も重点要望のみとしましたので、例年のように関係部署による文書回答をお願いします。

-重点要望-

◇地域経済の活性化について

【上田市を支える中小・小規模企業支援】	5
【再生可能エネルギーの普及促進】	2
【大規模な太陽光発電計画への対応】	3
【快適で住みよい住宅政策の推進】	3
【公契約条例の制定】	1
【豊かな恵みをもたらす農林水産業を支える】	7
【潜在力と将来性のあるワインづくりの街】	4
【観光を活かしたまちづくり】	3

◇ 資源循環型社会の構築にむけて 4

◇ 学園都市づくりについて 1

◇ 子育て支援、子どもの貧困対策について 3

◇ 災害に強いまちづくりについて

【ハード事業】	2
【ソフト事業】	1
【自主防災組織】	1
【消防団】	1
◇ 地域内分権の推進について	1
◇ 行財政改革について	
【上田市庁舎の改修・改築事業】	1
【収納対策について】	1
◇ 主権者教育について	1
◇ 地域医療、保健予防、福祉対策について	4
◇ 国民健康保険事業について	2
◇ 教育行政について	
【食育・地産地消をすすめる学校給食に】	1
【教職員の多忙化の改善を】	1
【社会教育施設の整備】	2
【日本遺産認定をめざす取り組み】	1
◇ 平和行政について	2

※以上、58項目

—重点要望—

◇地域経済の活性化について

中小企業は日本経済の根幹であり、「社会の主役として地域社会と住民生活に貢献」（中小企業憲章）する存在です。

企業全体の99.7%を占め、働く人の3人に2人が働いている雇用の担い手でもあります。地域に根をおろし、モノづくりやサービスでの需要にこたえ、雇用を生み出している中小企業の役割はますます大きくなっています。

地域特性を活かした農林水産業の振興と再生可能エネルギーの利活用など、日本経済・産業の新しい方向を切り開くことが切実な課題となっており、地域に根ざした中小企業の役割がいつそう重要となっています。中小企業が元気になってこそ、日本経済再生の道がひらかれます。国も地方自治体も、中小企業を地域経済の根幹に位置づけ、それにふさわしい振興・支援策をすすめることがますます重要になってきています。

【上田市を支える中小・小規模企業支援】

1. 中小・小規模企業への支援

1) 小規模企業振興基本法の制定（2014年6月）を踏まえ、全国の自治体で、「中小企業・小規模企業振興条例」という名称の条例が急増しています。

振興条例は、「理念条例」と呼ばれています。「理念条例」は、行政や地域の基本的な考え方、姿勢や枠組みを提示したものです。

中小企業を大事にする上田市として行政、地域全体の姿勢を中長期的に明示する「(仮称) 上田市中企業・小規模企業振興条例」を制定すること。(修正)

【商工課】

市内企業の大部分を占め、地域の経済・雇用を支える担い手として重要な役割を果た

している中小企業・小規模企業は、人口減少、高齢化、経済活動の国際化等による経済社会環境の変化に直面し、さまざまな課題をかかえています。

こうした中、そういった企業の発展を促進していくためには、企業自身が、計画的かつ主体的に経営の向上に努めることはもとより、地域社会全体が、中小企業・小規模企業が地域の発展のために不可欠であることを理解し、支援することが必要であり、その指針となる条例の制定は、意義のあることと考えます。

2018年12月には、上田商工会議所、上田市商工会及び真田町商工会の連名による（仮称）上田市中小企業・小規模企業振興条例の制定に関する要望書が提出されたところであり、こうした産業界からの要請を真摯に受け止め、今後、条例制定に向けた検討を進めてまいります。

2) (仮称) 上田市商工業振興対策協議会について

ア 上田市商工業振興プランや、その他商工業の振興に関する事項について必要な意見又は助言を聴取するため、「(仮称) 上田市商工業振興対策協議会」を創設すること。(新規)

【商工課】

現在、上田市においては、行政・商工団体・金融機関等で構成する「上田市地域経済雇用合同連絡会議」を四半期毎に開催しており、これまでも、地域の景気動向、雇用情勢等について情報共有を図り、景気対策、雇用対策等に取り組んでまいりました。

上田市商工業振興プランの策定をはじめ各種施策の検討においては、必要に応じて地域経済雇用合同連絡会議の中で意見聴取を行い、また、そのメンバーである商工団体や金融機関等とも直接やりとりする中で施策の充実に努めているところです。

したがって、現在のところ、新たな協議会等の創設は考えておりませんが、学識経験者や消費者団体、市民からの意見・助言をいただくことも重要な視点と考えますので、今後の検討課題としてまいります。

イ なお、この協議会には、学識経験者、商工業関係者、消費者団体関係者、公募市民で構成すること。(新規)

【商工課】

協議会等の創設と合わせて、構成員についても研究してまいります。

3) 経産省傘下の独立行政法人である「中小企業基盤整備機構」は、創業支援から事業再生、人材育成、販路開拓など、ベンチャーや中小企業の

成長段階に合わせた経営支援サービスをたくさん提供しています。このような国の機関なども活用して、起業支援をすすめること。(継続)

【商工課】

起業支援については、上田商工会議所、AREC等とプラットフォームを構築し、ワンストップ体制での展開をしており、相談、各種セミナー、助成事業等、積極的に取り組み、事業の立ち上げ支援や創業後のフォローアップ等、成長段階に応じた支援に努めております。

2018年12月には、まちなかチャレンジショップを開設し、中心商店街の空き店舗対策も含めた創業支援の取り組みを開始したほか、創業について興味があるものの、なかなか創業へ踏み出せない方や創業後間もない方を対象に、中小企業基盤整備機構と連携してワークショップを開催し、創業気運を醸成する事業にも着手いたしました。

中小企業支援のためには、中小企業基盤整備機構ほか、国や県が管轄する様々な産業支援機関との連携を図り、有効に活用していくことも重要と考えますので、そういったことも視野に入れながら、クラウドファンディングの活用に対する支援や市制度融資の拡充を検討するなど、取組の一層の充実を図ってまいります。

- 4) 上田市が事務局をしている東信州次世代産業振興協議会が今年5月に策定した「東信州次世代イノベーションプラン(2018~2022)」にもとづいて、産業創出に向けた基本戦略を着実にすすめること。(修正)

【商工課】

東信州次世代イノベーションプランでは、「次世代人材の確保」、「次世代人材の育成」、「次世代ビジネスモデルの推進」を基本戦略に掲げ、東信州エリアに集積する技術や特性を生かし、「モビリティ」「ウェルネス」「アグリビジネス」の3つの分野における次世代産業の創出に向けたプロジェクトを進めています。

2018年11月には、プランの推進母体である東信州次世代イノベーションセンターと地域の5金融機関との包括連携協定を締結し、開発プロジェクトの資金調達、企業のマッチング、販路開拓、事業承継等、金融機関の強みを生かした支援に取り組むこととし、加えて、同年12月には、東信州エリア内の支援機関により、地域未来投資促進法に基づく「東信州次世代イノベーション産業創出に向けた連携支援計画」を策定したところであり、産業界とともに推進する体制を順次整えています。

次世代産業創出に向けた開発プロジェクトの第一弾として、「介護・医療・農業分野を中心とした動作支援ロボットの事業化支援」がスタートいたしましたが、この他に

も複数の開発プロジェクトの提案が寄せられているところであり、引き続き、関係市町村、産業支援機関等との連携をより一層密にし、プランの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

【再生可能エネルギーの普及促進】

2. 再生可能エネルギーの開発と本格的普及

- 1) 再生可能エネルギーの導入・普及は、温暖化抑制のためにも喫緊の課題であり、一層の推進が求められています。また、上田市における持続可能な産業の一つとして、再生可能エネルギーの活用を位置づけること。(継続)

【商工課】

上田市は、自然豊かな環境の地域性から、太陽光、木質バイオマス、小水力など再生可能エネルギーの利用が考えられ、特に、全国でも有数の晴天率の高さから、太陽光発電に適した地域であることが伺えます。しかし、大規模な太陽光発電施設は、景観や災害等の面から地元の同意がなかなか得られないといった課題もあると認識しております。

企業が設備投資をする際には、BCP（事業継続計画）等のリスク管理の視点も重要となっており、再生可能エネルギーによる電力の確保等、インフラが整っていることも、企業が進出先を選択する際のインセンティブとなりますので、今後、先進事例等も参考に、再生可能エネルギーの活用による持続可能な産業振興について研究してまいります。

- 2) 上田市地域新エネルギービジョンに示されている太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス、中小水力発電などの課題を明確にして普及目標の達成に向けた取り組みを講じること。(継続)

【生活環境課】

「上田市地域新エネルギービジョン」においては、「太陽光発電」「太陽熱利用」「バイオマス利用」「中小水力発電」の4つの再生可能エネルギーについて具体的な導入目標を設定して普及に取り組んでおります。

太陽光発電につきましては、住宅用太陽光発電システム導入に対し補助金交付事業を実施しその普及を推進しておりますが、メガソーラーなど事業用の大型太陽光発電設備については、林地や土砂災害警戒区域等の、防災上危険が予想されるエリア等へ

の設置に対し周辺住民から災害発生などの懸念が広がるなど、普及において様々な課題があることを認識しております。「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」等により、開発と規制の調和を図りながら導入を進めてまいります。

太陽熱利用につきましては、住宅用太陽熱利用システム導入に対し補助金交付事業を実施しその導入を進める中で、同じ屋根を太陽光発電と競合する問題などにより補助金申請件数が伸び悩んでいたことから、平成30年度に補助対象設備の拡大や補助額の改訂を実施したところですが、エネルギー変換効率の高さ等、システムの有用性について周知を図りながら、更に導入を進めてまいります。

バイオマスに関しては林業政策等との連携による安定的な燃料供給問題等が、また中小水力発電については有望地点の探索やコスト面等、それぞれに課題があることを認識しております。平成30年3月に改定しました第二次上田市環境基本計画においても、地域資源の活用について基本方針として掲げる中で、国や県、あるいは民間事業者等からその導入に関する情報入手に努め、上田市においての課題を明確にするとともに、課題解決のために地域環境との調和を図りながら、それら設備の普及目標の達成に向けて引き続き取り組んでまいります。

【大規模な太陽光発電計画への対応】（新規）

上田市においては、「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱（平成27年10月施行）」および、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」（平成29年4月1日施行）」により、大規模な太陽光発電設備建設計画に対して、一定の歯止めとなっています。引き続き、下記事項について要望します。

- 1 大規模な太陽光発電事業を計画している事業者は、住民の意向は無視して計画を進める姿勢です。そこで、長野県における「林地開発許可制度」では、上田市（市長）は「林地開発行為に関する意見書」により当該開発行為に対しての意見を求められることになっておりますので、関係地区住民の意向を反映して明確に反対を表明すること。
(新規)

【森林整備課】

林地開発許可制度における、上田市の「林地開発行為に関する意見書」については、「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を踏まえつつ、「地元の御意見」を十分尊重しながら、適切に対応してまいりたい

と考えております。

- 2 これまで策定した「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要領」および「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」に基づいて、法的拘束力のある条例制定すること。（新規）

【都市計画課】

市では、周辺地域における災害を防止するとともに、良好な生活環境の保全に寄与することを目的として、平成27年10月に「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を施行いたしました。さらに、太陽光発電事業が急増している状況を受け、地域における様々な課題や懸念に対応するため「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定・公表いたしました。

現在は、この指導要綱とガイドラインの2つの制度を運用して、太陽光発電設備の適正な誘導と設置に努めているところでございます。

しかしながら、運用している制度に法的拘束力はなく、市内で懸念されている箇所への立地規制には、限界がある状況となっております。

このような状況の中、平成29年4月に施行されました改正FIT法では、条例も含めた関係法令の遵守が義務付けされ、法令や条例に違反した場合には、国は指導及び助言（FIT法第12条）、改善命令（FIT法第13条）、認定取消し（FIT法第15条）等の対応を行う仕組みとなりました。

そのため、条例を制定する意義が大きくなってきており、実効性についても改正FIT法により、一定の担保が考えられることから、現在、立地を規制する条例について、精力的に検討を行っております。

- 3 今後、事業用の大規模な太陽光発電計画を規制する条例制定にあたって、次のような項目を検討すること。（新規）

- ア 太陽光発電施設建設には市長の同意が必須条件とする。
- イ 施設管理者の明確化。転売の場合も転売先を明らかにする。常に責任の所在を明らかにする表示板の掲示を厳格化する。
- ウ 施設撤去費用の積立ての義務付け 第三者機関に委託
- エ 違反者に対し罰則規定の制定。会社名の公表等。
- オ 既存施設への遡及措置。

【都市計画課】

ア・エ・オの項目につきましては、条例でどのような手法をとって課題の解決を図るのか、また、どのような内容の規定を盛り込んで対応するのか、という点において、複数の案の1つとして、法的、政策的に妥当であるかに留意をしながら、比較検討をしております。

イの項目にある、事業者名や施設管理者の連絡先等を第三者に対して明確にするための標識の設置については、平成29年4月に施行されました改正FIT法で、出力20KW以上のFIT認定事業者に対し、発電設備の外部から見えやすい場所に標識を掲示すること（FIT法施行規則第5条第5号）が義務付けられております。

また、ウの項目につきましては、本来のFIT（固定価格買取制度）の中で、事業者がきちんと廃棄できる仕組み作りがなされるべきと考えております。

資源エネルギー庁では、すでにFIT買取価格の中には廃棄費用も含まれていることを踏まえながら、事業者による廃棄費用の積立てを担保するために必要な施策（たとえば、第三者が外部で積立てる仕組み作りなど）について、検討を開始しております。

このようなことから、標識の設置や施設撤去費用の積立ての義務付けにつきましては、国の制度の動向を踏まえ、上田市といたしましても、必要に応じて適正な対応をしております。

【快適で住みよい住宅政策の推進】

3. 住宅政策について

衣食住は、市民生活に欠かせないものです。その中で、住宅問題は社会環境の変化の中でニーズが多様化しています。

人口減少、格差社会などの時代背景をとらえた住宅政策が必要です。

1) 住宅等リフォーム制度について

ア 住宅をリフォーム助成制度は、これまで上田市でも実施され経済波及効果が実証されています。については財源が確保できる範囲で住宅リフォーム助成事業を実施すること。（継続）

【建築指導課】

上田市では、国が行う経済対策関連の交付金を活用して、平成22年度から平成24年度までの3か年と、平成27年度に住宅リフォーム補助事業を行ってまいりました。

平成27年度においては、従前、補助金を現金で交付していましたが、一層の地域経済の活性化を図るため、市内の商店等で使える商品券を交付いたしました。

この補助事業では、経済対策を目的としているので、補助の対象となる改修工事は非常に幅広く補助ができるようになっていることから、市民の皆様の利用も大変多く、ま

た、地域経済の活性化にも大きく貢献をしているものと考えます。その反面、この補助事業は国の限定事業の交付金を活用しているため、恒常的に行うには財源の確保という面で課題もあると考えます。

これらを踏まえ、住宅リフォーム補助事業の制度化につきましては、市の財政状況や他の補助制度等との整合性、国・県の補助事業等の動向を注視しながら、総合的に検討してまいります。

イ 商店街店舗外観改装事業補助金（商店版リフォーム助成事業）は、3年間の実績で、補助金額 262 万円余に対し、全体事業費は 4,704 万円余と 18 倍の経済波及効果があり、市内施工業者にとっても商店街の魅力向上や活性化の一助となったと総括されています。商店版リフォーム助成制度を再開するとともに、商業以外の業種にも範囲を拡大してあらたな仕組みを検討すること。（修正）

（市民の声）

18 年度の産業水道委員会の車座集会で、NPO 法人から「商業を営んでいないので助成対象にはならなかった」との意見が寄せられた。

【商工課】

商店街店舗外観改装事業補助金（商店版リフォーム助成事業）は、商店街の店舗の外観等のイメージがよくないなどの意見が見受けられたことや、大河ドラマ「真田丸」の放送により多くの観光客が見込まれたことから、平成 27 年度から 3 年間の時限措置として実施いたしました。

この事業は、店舗の改装による誘客と商店街の振興、景観向上を目的としておりましたことから、補助対象を店舗に限定して実施し、制度の活用を希望した事業者の外観改装等が全て完了したことから、当初の予定どおり平成 29 年度を以て廃止いたしました。

今後につきましては、商店街の状況等を考慮しながら、補助事業の再開や制度内容について検討してまいります。

2) 空家の利活用と移住・定住の促進

上田市は、空き家対策計画を策定し、空き家等対策協議会を設置して、取り組みを進めています。空き家対策は、自治会等関係方面から切実な声

が寄せられており、スピード感をもって空家対策にあたること。

(修正)

【建築指導課】

市内の空家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、特措法）」に基づいて、平成29年度は上田市空家等対策協議会の設置を行い、平成30年度は空家等対策計画の決定を行いました。また、特定空家等判断基準について策定を予定しております。

平成31年度の空家等対策推進事業につきましては、策定した特定空家等判断基準に基づいて特定空家等の認定について協議を進める予定です。

特定空家等の認定後の措置につきましては、特措法では、所有者に対し、助言、指導といった行政指導を実施し、取り壊しの勧告、命令、さらに略式を含む行政代執行についても可能ではありますが、所有者自身による解決を目指すよう誘導することが基本となるため、課題解決には一定の時間を要することになります。

そのため、管理不全で危険な空家等につきましては自治会等と連携を密にし、地元からの空家等の情報を共有し、協力をお願いしながら課題解決に向けて取り組んでまいります。

【公契約条例の制定】

3. 公契約条例について

公契約条例は、国や地方自治体が、公契約を締結する際に、民間企業や民間団体に対し、国や地方自治体が定めた賃金額よりも高い賃金をそこで働く労働者に支払うことを義務付けるというものです。

2009年に千葉県野田市が制定して以来、全国に公契約条例を制定する地方自治体が広がっています。

公契約条例により、適正な委託費となると委託企業が適正な賃金が支払われるなど労働条件が改善され、市民へは質の高い公共サービスが提供され、市民の満足度が向上します。これが税収に反映されるといった好循環のサイクルがうまれる仕組みです。上田市でも公契約条例制定に向けた取り組みをすること。(継続)

【契約検査課】

公契約条例の主な目的である労働者の賃金、労働条件等の確保に関しては、最低賃金

法や労働基準法等といった関係法令で全国一律の基準を定めていることから、本来、業務を請け負った受注者が関係法令を遵守のうえ、その制限の範囲内で受注者の裁量により決めべきものであると認識しております。

しかしながら、行政自らが発注した業務に携わる労働者の賃金、労働条件等に責任を持つという公契約条例の趣旨については、大変重要なことであり、意義のあるものとも認識しております。

公契約条例については、地域づくりや産業振興施策といった側面と合わせ、他法令との整合性といった課題、また、経済性・公平性の原則とのバランス、目的や理念等を含めて幅広い、慎重な検討が必要であることから、先進自治体の状況について、引き続き情報収集に努め、制度について研究してまいります。

行政が行う契約に対しては、これまで、公平性・公正性の確保と品質の確保が求められてきましたが、このことに加え、地域を支える事業者や担い手の確保育成、また、労働環境の整備、環境配慮や男女共同参画社会の推進の取組が求められるようになっております。

上田市では、公契約条例の目的の一つである労働環境の整備等への対応として、適正な予定価格の設定のほか、計画的な発注、適正な工事（業務）期間の設定、市内業者の受注機会の確保に、引き続き取り組むとともに、必要に応じて制度改正を行ってまいります。

【豊かな恵みをもたらす農林水産業を支える】

4. 農林水産業の振興

- 1)ア 新規就農育成システムの確立に取り組み、青年農業者や市内在住者のほか、Iターン・Uターン、Jターンによる新規就農を希望する方への支援を推進するなど、将来の農業を支える就農者を育成すること。
(新規)

【農政課】

担い手農家の高齢化及び減少、それに伴う遊休農地の増加等への対策は、喫緊の課題であります。農業を産業として再構築するためには、U I Jターンによる農業を職業として目指す人材を確保・育成・定着できる支援体制を整えていく必要があると考えております。

これまでは、行政含め農業者を育成する団体等の関係機関は、それぞれで新規就農支援を行ってまいりました。

当地域には、農業を始めたい人のために、県の里親研修制度に加え、JA信州うえだの子会社である（有）信州うえだファームの研修制度等があります。

また、農業を志す人材の確保については、単独市町村よりも、広域連携によるスケールメリットを活かした人材確保活動が有効です。そのため、平成31年度から上田地域定住自立圏構想事業に組み入れながら近隣市町村と県、JA、農業研修機関である(有)信州うえだファーム等と一緒に、新規就農者の確保・育成・定着まで一貫した支援ができる新規就農育成システムを構築し、支援してまいります。

イ 市独自の新規就農者支援制度をつくること。(新規)

【農政課】

昨今の労働力不足は、農業のみならず全産業でも顕在化しており、産業間、市町村間での人材の取り合いの様相を呈しております。とりわけ農業分野は、従来からの担い手の減少や高齢化が進んでいる中、人材確保はますます厳しくなることが予想されます。

これまで上田市には、独自の支援策がなかったため、近隣市町村へ新規就農者が行ってしまうケースが見受けられました。こうしたことを踏まえ、2019年度から、上記の新規就農者育成システムにより、近隣市町村や関係機関との連携体制で新規就農者支援を行い、さらに新規就農者や農業後継者等が市内に定着するためのインセンティブとなるような、個々の研修生や新規就農者への支援策(家賃支援や農業機械等への補助制度(案))の創設を検討してまいります。

2) 直売所の充実及び学校給食や旅館等宿泊施設での消費を推進し、地域内で生産された農畜産物の地域内における消費(地産地消)を促進すること。(新規)

【農産物マーケティング推進室】

農産物マーケティング推進室が事務局を務める「上田地産地消推進会議」の活動として、各方面における地産地消推進の取組を進めています。

直売所につきましては、直売所経営体の自助努力により登録出荷者や出荷量のさらなる充実を図っていただいておりますが、今年度は市内の主な直売所との連携によって、第三者の専門分析機関である「つくば分析センター」を活用し、出荷される農産物の残留農薬等の検査を実施、商品の安全性の担保を図るとともに、出荷者、販売者の意識向上や消費者に対し「上田市内の直売所は安全・安心の取組を進めている」という訴求を図る取組により、一層の農畜産物の地域内における消費(地産地消)の促進を図っております。

学校給食につきましては、各センターや自校給食において、できる限りの地元産農産

物の使用に取り組んでおりますが、少量多品目、かつ、中山間地の農地が多い上田市においては、規格に適した収量の確保や大産地との価格差等の様々なハードルがあり、市外、県外の産地からの仕入れに頼らざるを得ない状況があります。その中でも、上田市産玉ねぎの使用の取組を平成22年度から継続実施しており、地元産使用割合向上に大きく寄与する事業となっています。

さらに、流通事業者やJA、学校給食センター等の部会員で構成される「学校給食部会」において、地元産品の使用をさらに増やすための協議や方策の検討を定期的に進めております。

旅館等宿泊施設につきましては、宿泊施設を含めた市内の飲食を提供する店舗等で一定の基準を設けて「地産地消推進の店」の認定を行い、プレートの進呈や認定店のPR等の取組みを行っております。

現在、認定店は67店舗で、旅館等宿泊施設の認定数は20施設となっていますが、引き続き認定店の取組を進めるとともに、認定を受けた事業者にメリットを付与できるよう、協議・検討を進めてまいります。

- 3) 農商工連携を推進し、地域資源を生かした農産加工、直売及び観光農園など、農業生産と農産物加工、流通・販売を地域内で一貫して行う体制づくりをすすめること。(新規)

【農産物マーケティング推進室】

6次産業化、農商工連携に対する市の取組については、まず、平成29年10月に「上田市6次産業化等に関する戦略」を策定し、国等の助成制度を活用しやすい素地を整えました。

そのうえで、戦略や6次産業化に対する理解促進に向けた活動として、学術機関の立場からの6次産業化を推進し、既に新商品開発等の実績が多数ある准教授を招いた「地域6次産業化を考える会の開催(平成30年8月)」の開催、AREC主催のリレー講演会での講演(同年9月)、出前講座での説明(同年11月)等を行いました。

また、実際の取組についても、上田市が誇る塩田産大豆「ナカセンナリ」を原料とし、マッチング支援によって、市内の1次、2次、3次事業者が協力・連携し、高価格帯でも売れる付加価値の付いた味噌の商品開発という事例を生み出す等、特にネットワークの6次産業化への取組については、既に好事例が何例かあります。

戦略における「基本的な取組方針」は、市として、県の信州6次産業化推進協議会及び構成団体等並びに他機関、団体等との協力・連携と、それぞれの機関等の強みを生かした役割分担のもと、単独又は各次産業のネットワーク化による「売れる仕組みづくり」のための支援を基礎としておりますので、引き続き、この方針のもと施策を推進してまいります。

- 4) 基幹産業としての農業、自給率の向上や環境に配慮した環境型農業、持続的に発展する農業の推進、農と都市連携のあり方などの基本理念を明確にした「(仮称) 上田市食料・農業・農村基本条例」を制定すること。(継続)

【農政課】

上田市としての農業・農村のあり方については、国が定めた「食料・農業・農村基本法」に基づく「食料・農業・農村基本計画」の基本理念と同様であると考えておりますが、独自の条例制定をする必要があるか、引き続き検討してまいります。

- 5) 地元産材を活用したバイオマスエネルギーの導入をすすめること。

(新規)

【森林整備課】

「上田市地域新エネルギービジョン」に基づき、平成29年度までにペレットストーブ32台、薪ストーブ57台の導入補助事業を行ってまいりました。平成30年度においてもペレットストーブ3台、薪ストーブ21台の導入補助を見込んでおります。

ペレットストーブは県産材使用のペレットを一定期間使用すること、薪ストーブは上田市内で調達した薪を一定期間使用することを補助金交付の要件とすることにより、地元産材の活用を進めております。

また、平成30年度からは市内で発生した不要木を必要な方へ情報提供する試みを実施しているところであり、今後も様々な方法を検討してまいります。

- 6) 河川の生態系に配慮しながら、アユ、ウグイなどの放流と魚種の育成を図り、河川環境の改善と水産資源の育成すること。(新規)

【生活環境課、農政課】

【生活環境課】

市では河川の水質保全のため、千曲川をはじめ市内27河川、35地点において、年間を通じて水質調査を行い、継続した水質の監視を行っています。

また、河川環境に影響を与える不法投棄物に対しては、パトロールを実施して投棄物の発見、回収に努めております。

河川の生態系において対策が必要とされる外来種の対応としては、自治会との協働で、アレチウリの駆除に取り組んでおり、引き続き、自治会や関係諸団体の協力も得ながら、河川の水質保全に努めてまいります。

【農政課】

市ではこれまで、上小漁業協同組合が実施しているアユやウグイの放流に対する支援を行っておりますが、アユやウグイといった在来魚が減少していることにより、夏の風物詩であるアユ釣り風景が失われつつあります。在来魚減少の原因は、水質の変化や河川自体の物理的変化、コクチバス等の外来魚が増えたことによる生態系の変化等、様々な要因がありますが、市では、清流千曲川の生態系維持や河川環境の改善のために、上小漁業協同組合が実施している外来魚駆除活動に対する支援を平成30年度から新たに実施しております。

今後も、上小漁業協同組合と連携して河川環境の改善及び水産資源の育成を図ってまいります。

【潜在力と将来性のあるワインづくりの街】

5. 千曲川ワインバレー構想の推進

1) 10月25日、メルシャン(株)により、椀子ワイナリー一起工式および建設発表会が行われました。いよいよ、上田市に初のワイナリーができることになり、期待がふくらみます。

ア 道路拡張・整備など椀子ワイナリーの周辺整備を計画的にすすめること。(新規)

【丸子建設課】

椀子ワイナリー周辺道路の整備で、今後、ワイナリーを拠点とする大型バスの往来や観光客の増加が見込まれるため、千曲川左岸広域農道(通称:千曲ビューライン)、市道丸子北御牧線から天下山マレットゴルフ場へ向かう狭隘な道路で市道丸子北御牧線2号支線の拡幅事業(幅員W=7.0m)及び市道陣場6号線(農道規格)の一部カーブ改良の計画で、現在進めております。

平成30年度は、測量設計用地等の業務委託を行っており、同年に地権者の了解が得られたところで、用地買収を行っていく予定です。

また、地権者の用地買収が完了したところで、平成31年度より、道路改良工事を行ってまいります。

イ 陣場台地研究委員会とも協力して、ワイン用ぶどうのほ場拡大に最大限の協力をすること。(新規)

【丸子産業観光課】

陣場台地で栽培されたブドウのワインが、世界的にも高い評価を得るようになったことでメルシャン株式会社は、自社農場を将来的に約30haまで拡大したいとお聞きし

ております。

今後も、陣場台地研究委員会と連携をしながら、メルシャン株式会社の農業法人ラ・ヴィーニュが行うワイン用ぶどう畑の造成、地権者との折衝等、遊休荒廃農地の解消や地域の農業振興に向けた取組を行い、農地の有効活用を進めてまいります。

ウ 梔子ワイナリーの建設に合わせて、上田市の観光や飲食店など関連産業との連携を強化して、上田市の魅力アップにつなげる工夫をすること。（新規）

【丸子産業観光課、農産物マーケティング推進室、観光課】

上田産ワイン用ブドウを使用したオリジナルワインの醸造など、梔子ワイナリーは新しく魅力的な観光資源になるものであり、烏帽子岳や浅間山などの雄大な山々を望む素晴らしい眺望を兼ね備えた立地は、国内外からの誘客を期待できるものと考えております。

梔子ワイナリーが建設される丸子地域は、「国民保養温泉地」である丸子温泉郷、信州国際音楽村等、多くの観光資源があり、こうした観光地への回遊や地元商店街への呼び込みを地域の関係団体などと連携し、進めていく予定であります。

また、地元の丸子温泉郷をはじめ、別所温泉や市内ホテル旅館での宿泊プランや飲食店等でのメニューとして組み入れ、「食」を通じた新たな上田ブランドとして誘客を図り、ワイナリー農園での農業体験やワインセミナー等、幅広い分野で趣向を凝らした活用ができるものと考えております。今後も、梔子ワイナリーの運営主体であるメルシャン株式会社との連携を検討してまいります。

また、上田市は近隣8市町村で構成する「千曲川ワインバレー特区連絡協議会」の一員であることから、圏域内のワイナリーを巡るような広域的な活性化の取り組みについても検討してまいります。

2) 意欲ある新規参入者への情報提供や技術支援、ほ場確保など起業支援を強化すること。（継続）

【農政課】

新規参入者への支援といたしまして、45歳未満の認定新規就農者へ国の農業次世代人材投資資金の交付を行っているほか、新規就農者が抱える「栽培技術」、「圃場確保」、「営農資金」等の課題に対応するため、農協の営農技術員、農業支援センターの専任推進員、農業委員と連携してサポート体制を構築し、支援を行っております。

さらに、最近増加傾向にあるワイン用ブドウ等の果樹経営の新規参入者につきまして

は、十分な収穫量を確保するためには一定の年数がかかることから、県の樹園地整備に係る補助事業、市のワイン用ブドウの苗木補助や棚設置補助等、経営開始時の経営不安定期における財政面での支援も行ってまいります。

今後も引き続き、関係機関と連携する中で意欲ある新規参入者への支援に努めてまいります。

【観光を活かしたまちづくり】

上田地域の特性を生かし、多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供できる施策を講じていくことが求められています。

- 1) 上田市、観光事業者、観光関連団体や市民が、地域資源をいかした個性的で魅力ある持続可能な観光施策を行う基本理念を明確にした「(仮称) 上田市観光振興基本条例」を制定すること。(継続)

【観光課】

これまで、観光を地域産業の起爆剤につながる産業として、様々な観光施策を展開し、また大河ドラマ「真田丸」を契機に、多くの観光客の方々にお越しいただいたことにより、当市の知名度は大きく向上し、また観光交流人口の増加を図ることができました。

こうした成果を踏まえ、今後はさらなる経済効果を生み出すことが重要であり、そのためには豊富な観光資源を有効に活用し、観光客の滞在時間を伸ばす「稼げる観光」への転換を図り、持続可能な観光地を目指していく必要があります。

この牽引役となるのが、平成29年4月に設立した(一社)信州上田観光協会であり、民間事業者及び市と連携のもと観光戦略を実行していく実践組織であります。

今後、(一社)信州上田観光協会の体制充実を図りながら、民間との協議による観光戦略をしっかりと立てていく必要があると考えており、条例につきましても、制定の必要性等も含め、検討してまいります。

- 2) 伝統工芸や地場産業の振興のための「(仮称) 地場産業振興センター」の設置を検討すること。(継続)

【商工課、観光課、農産物マーケティング推進室】

観光面で経済効果を高めるためには、観光客の滞在時間を伸ばすために必要となる、体験型の要素を取り入れることによって、宿泊へ繋げる滞在型観光を展開していくことが重要です。

伝統工芸品である上田紬や農民美術の製作体験、酒蔵や味噌の製造体験、蕎麦打ち、

農業体験等、市内には観光客の滞在や宿泊促進につながり、インバウンドにも効果的な観光資源が多くあります。

それら点在しているポイントを回遊してもらう旅行商品を作り出し、上田ならではの魅力ある体験メニューを広くPRすることは、市内各地域の活性化とともに、市内全域への波及効果も期待できることから、大変有効であると考えております。

また、地場産業振興センターのような施設につきましては、観光会館や塩田の館といった既存施設の活用や、近年、大勢の観光客をお迎えしている中心市街地の柳町の近隣に、新たに設置すること等も選択肢としてありますので、効果等も含め、検討してまいります。

3) 国際・国内イベントに対応した事業

2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック、2027年の長野国体などビックスポーツイベントが予定されている。上田市は、今年5月「上田市スポーツ施設整備計画」を策定したが、ハード面およびソフト面の両方で健幸都市（＝Smart Wellness City）につながる各種の計画及び事業をすすめること。

(修正)

【国際キャンプ地誘致推進室、スポーツ推進課】

【国際キャンプ地誘致推進室】

2019年ラグビーワールドカップの開催を契機として、スポーツ、特に、ラグビー合宿で有名な菅平高原の知名度、ブランド力の向上を目指して、国外代表チームのキャンプ誘致を進めてきた結果、2018、2019年にラグビーイタリア代表チームがトレーニングキャンプを行うことが決定しました。

キャンプ期間中には、市民との交流事業も行うなど、一流選手と触れ合う機会も設けることとしており、イタリアとのスポーツや文化の面で交流を図るとともに、ラグビーを通じて子どもたちがスポーツに関心を持ち、体を動かすことに興味を持つことにつながるよう、小学校でタグラグビーを体験する機会を設けるなど、教育委員会と連携した事業を推進してまいります。

【スポーツ推進課】

各種大規模大会の開催を控え、市民の皆様からのスポーツに対する関心が高まる中、引き続き、上田市スポーツ振興計画に掲げる「生涯スポーツ社会」や、「健幸都市」の実現に向けたハード・ソフト両面での取組を推進します。

また、市民の皆様が生涯にわたってスポーツに親しめる環境を確保するため、今後、

計画的に施設整備を進め、スポーツ施設における効果的・効率的な行政サービスを提供してまいります。

◇資源循環型社会の構築にむけて

- 1) 「徹底的な情報公開」「誰にもわかる説明（責任）」「すべての市民の共通課題」の三原則のもとに、上田地域広域連合がすすめている資源循環型施設について、関係自治会の理解が得られるように全力で取り組むこと。（修正）

【資源循環型施設建設関連事業課】

これまで、資源循環型施設建設対策連絡会の皆様と懇談を重ねてきた結果、事業の構想段階から地域住民が参加して、学識経験を持った専門家及び行政とともに協議を行うことにより、地域住民の安全安心を将来に渡って保証する計画をつくりあげることが目的として「資源循環型施設検討委員会」を設立し、平成30年11月に第1回を開催いたしました。

委員会では、具体的なテーマについて公開で議論を行うことにより、資源循環型施設についての計画づくりを進めてまいります。委員会の結果につきましては、地域住民の皆様と協議を行い、合意をいただくよう丁寧に話し合いを進めてまいります。

また、話し合いの機会を持つことができない諏訪部自治会にも委員会への参加を働きかけるとともに、地域住民の皆様への情報提供を行ってまいります。

今後も広域連合と連携し、建設地周辺地域の皆様はもちろん、市民全体に積極的に情報を公開するとともに、市民共通の課題であるごみ減量化の更なる推進を図り、資源循環型施設建設に関する地域との合意が早期に得られるよう取組を進めてまいります。

- 2) 燃やすごみの減量化を目指し、生ごみ及び紙類の資源化を引き続き推進すること。市民団体が独自に取り組んでいる生ごみの資源化・減量化に助成すること。（継続）

【廃棄物対策課、ごみ減量企画室】

可燃ごみの減量につきましては、市の重要課題と位置付け、「ごみ処理基本計画」に掲げる減量目標値の達成を目指し、継続的な取組を行っております。

特に生ごみの減量は各家庭において持続的に取り組んでいただいております。市民の方々に、ごみ減量化に対する意識が浸透してきているものと考えております。

更なる減量を目指すため、これまでの取組の継続及び普及拡大に努めるとともに、

「ごみ減量アクションプラン」に示す、家庭での「生ごみの3切り」（食材の使い切り・食べ切り・水切り）をはじめとする行動を、自分事として取り組んでもらえるよう広く市民に周知・啓発を重ね、減量・再資源化を推進してまいります。

生ごみリサイクルシステムの構築について、堆肥化だけでなく、飼料化、バイオガス化等、地域の有用性を第一に考え、資源の多段階利用について調査研究を進めてまいります。

紙類の資源化につきましては、雑がみ回収袋の配布を契機に紙類の分別・再資源化の徹底を図ってまいりました。引き続き広報紙や自治会説明会等で、「適正なごみの分別」への周知を図り、自治会及びウィークエンドリサイクルによる資源物回収を実施してまいります。

また、市民団体が独自に取り組んでいる生ごみの資源化・減量化への助成につきましては、他市の状況などを確認しながら検討してまいります。

【取組実績 平成30年度11月末時点】

- 生ごみ減量化機器購入費補助金 申請件数191件、203台の補助
- 生ごみ出しません袋 申請件数270件、8,100枚無料配布
- 生ごみ減量化基材「ぱっくん」 申請件数476件、485袋配布
- 「やさいまる」登録者数194人、1,163.0kg回収
- 大型処理機による生ごみ堆肥化モデル事業 2箇所を実施

3) 上田地域広域連合が予算化している環境アセスメントについて、地元自治体として事業が進むように協力すること。(新規)

【資源循環型施設建設関連事業課】

資源循環型施設建設について、地域住民の皆様にご理解をいただくためには、住民の皆様がお持ちの不安や懸念されている課題を整理し、環境影響評価を実施することにより、明確な調査結果をお示しできるように、実施方法等についても早い段階から話し合う住民参加型で行うことが重要と考えております。

今後、資源循環型施設検討委員会での協議により課題を共有し、住民の皆様の安全安心のための環境影響評価の実施について御理解をいただけるように、上田地域広域連合と協力して取り組んでまいります。

4) 資源循環型施設の建設予定地に対する地域振興策について検討すること。(新規)

【資源循環型施設建設関連事業課】

資源循環型施設を建設することにより、地域のイメージや価値が下がることのないよ

う建設地域の周辺を魅力ある素晴らしい地域にしていくという視点に立ち、知恵を絞り、取り組んでまいります。

今後、地域の皆様の御意見をお聞きし、具体的な施策の検討を進めてまいります。

◇学園都市づくりについて

昨年より長野大学が公立大学法人化され二年目を迎えています。市内には、4つの大学があり学園都市づくりも始まっています。学園都市づくりの第一歩として「まちなかキャンパス」を開設して、事業が展開しています。総務文教委員会で視察した山形県米沢市では、市役所の推進体制があることや学園都市推進協議会といった官民による組織により事業を展開しています。上田市も学園都市構想の明確化とそれにもとづく推進体制を早期に構築すること。(修正)

【政策企画課】

「学園都市づくり」は、公立大学法人となった長野大学を核として、市内の4大学等と市がまちづくりにおける新たな関係づくりを構築するものであり、大学を地域の人づくりの拠点としての機能が発揮できる高等教育機関として、第二次上田市総合計画や上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けております。

市では、協定により連携する市内4大学や筑波大学研究センター菅平高原実験所等、市内に集積する高等教育機関を活用し、地域人材の育成を進める取組を積み重ね、大学が持つ「知恵や知識」と、学生の持つ柔軟で斬新な「着想」と若い力による「行動力」をまちづくりに生かせるよう関係を築いています。

今後は具体的な展開を図る学園都市構想の明確化を進め、持続・発展できるよう努めてまいります。

◇子育て支援、子ども貧困対策について

子ども子育て支援新制度が始まって、4年目となります。また、来年10月から幼児教育・保育の無償化が予定されています。

- 1) 上田市でも保育士不足が深刻な課題です。保育士確保、就労継続のために、子どもの発達や働く親を支える保育職場の労働条件の向上や増員をはかること。(新規)

【保育課】

保育士確保につきましては、上田市においても大変厳しい状況であり、これまでも保育士の処遇改善を図ってきておりますが、保育士の確保、就労継続のためには、処遇改善に加え、保育士の負担軽減を図る必要があると考えております。

このような中で、現在、各園に保育補助員の配置を進めており、休憩や事務の時間が確保できるよう改善に努めております。

また、保育士確保の取組といたしまして、これまで長野県やハローワーク等と連携し、合同説明会に参加するなどの対応をまいりましたが、今年度は、新たな取組として、上田市独自に潜在的保育士等を対象とした職場見学会を開催いたしました。

今後も様々な取組により、労働条件の向上を図りつつ、一人でも多くの保育士を確保できるよう努めてまいります。

- 2) 国の新たな幼児教育・保育の無償化政策への対応とともに、財源が生まれることが予想されるので、他の分野には使わず上田市独自に子育て支援を充実すること。(新規)

【保育課】

平成30年5月に「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」が取りまとめた報告書では「今般の無償化により自治体の予算に余剰が生じる場合は、その財源を他の分野に回すことなく、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減に活用することを求める」と記載されております。

その後の無償化に関する国と地方の協議の中で、初年度に要する経費は全額国費による負担とし、それ以降の地方負担については、全額交付税措置するとされております。

しかしながら、制度の詳細についてはいまだ示されておらず、実際に無償化による財政的影響が生じないのか懸念されるところではありますが、子育て支援の充実を図れるよう努めてまいります。

- 3) 子どもの貧困対策法ができて5年が経過し、長野県において平成29年度に「子どもと子育て家庭の生活実態調査」が行われました。県が行った調査をもとに、上小圏域の実態調査を市として分析して課題を整理し、具体策をすすめること。(修正)

【子育て子育て支援課】

結果の分析を進める中で、特に困窮家庭では半数以上が「生活が大変苦しい」と回答しており、子どもの進学、教育について経済的な理由によりあきらめているといった傾向がみられるなど、多くの課題があることがわかりました。

これらの課題に対する具体的な対応につきましては、より効果的な支援策となるよう、国や県の補助事業等を活用しながら、関係機関と協議し、検討してまいります。

◇災害に強いまちづくりについて

災害に強いまちづくりを進めるには、公共施設や住宅の耐震化や不燃化が進み、まちの基盤である街路を救急車や消防車がいつでも活動できるように整備する必要があります。さらに、地域の人々が活動するための公園などが確保され、消火栓や防火貯水槽など防災設備が整備した上に、自治会（地域）の人々が助け合えるような関係が構築されていることが不可欠です。

【ハード事業】

- 1) 公共施設、個人住宅の耐震化、不燃化を進めること。あわせて、消火栓や防火水槽、指定避難場所や指定避難所の整備をすすめること。（修正）

【行政管理課、庁舎整備室、建築課、建築指導課、消防総務課、危機管理防災課】

【行政管理課、庁舎整備室、建築課】

公共施設の耐震化につきましては、上田市耐震改修促進計画に基づき、防災拠点となる施設や避難所となる施設、要援護者が利用する施設等について優先的に整備を進めてまいりましたが、耐震診断未実施の施設もまだ残されていることから、今後も耐震化率の向上を図ってまいります。

整備の実施にあたっては、上田市公共施設マネジメント基本方針で掲げる「公共施設5原則」に基づき、今後の施設のあり方の見直しや総量の縮減も念頭に、優先度や緊急度、市民サービスの維持、耐震化か改築かも含めて費用対効果等を検証した上で判断していくこととなりますが、定期点検等を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

また、公共施設の不燃化につきましては、整備実施時において、建築基準法等、関係法令により規模や用途に応じて耐火建築物又は準耐火建築物となるよう取り組んでおります。

なお、市庁舎の耐震化につきましては、上田市庁舎改修・改築計画に基づき、南庁舎は平成30年度に耐震補強工事を行っており、本庁舎は改築とし、現在、実施設計を行っております。今後は、庁舎の一部を解体する工事から順次着手する予定です。

【建築指導課】

個人住宅の耐震化につきましては、地震による市内の倒壊被害の防止を図るため、既存住宅等の耐震診断と耐震改修補助事業を進めており、平成28年度からは耐震性の低い既存住宅を解体して新築する場合においても助成措置の拡充を図っております。また、平成29年度からは県の既存住宅の耐震改修に係る補助金の上限額引き上げ方針を受け、上田市も、補助金上限額を60万円から100万円に引き上げました。

平成30年度には、住宅の耐震化をより一層推進するため、国や県から重点的な支援を得られるよう上田市住宅耐震化促進耐震アクションプログラムを策定いたしました。

今後もより多くの市民の皆様へ個人住宅の耐震化や不燃化の必要性をご理解いただき、住宅・建築物耐震改修助成制度を利用いただけるよう広く周知を図り、個人住宅の耐震化の推進に取り組んでまいります。

【消防総務課】

平成30年4月1日現在、消火栓は4,682基、防火水槽は785基を設置しております。引き続き、消防水利の不足する地域への消火栓の設置や震災時等の断水の際にも対応できるよう、耐震性防火水槽を消防水利の基準により適正位置に設置するよう計画的に進めてまいります。

【危機管理防災課】

上田市には72箇所の指定緊急避難場所、65箇所の指定避難所があり、備蓄倉庫が併設される避難所においては、定期的に備蓄品を更新するとともに、通信設備の整備、避難所看板の修正などを行って、指定緊急避難場所の装備や機能の向上に努めております。

また、公共施設の新設、指定避難所となっている施設の建て替え等に伴い、指定避難所等の追加や変更も検討しております。

今後も、引き続き、市民の皆様の緊急時における安全確保をより確実なものとするため、指定緊急避難場所、指定避難所の見直しや整備に努めてまいります。

- 2) 地震被害から住民の安全を確保するため、安価でできる家具転倒防止事業の創設を検討すること。(新規)

【建築指導課】

大地震による家屋の倒壊を防ぐ効果的な方法は、住宅等を耐震改修することですが、経済的負担が大きいこと等から、なかなか進まないのが現状です。

このような状況の中で、居住者の生命を守るため、比較的安く設置できる家具類の転倒防止対策は非常に有効であると考えられますので、今後、他市町村の状況や

国・県の動向、財源の確保等も視野に入れ、家具類の転倒防止事業について検討してまいります。

【ソフト事業】

- 1) 自治会（地域）と行政とがいかに信頼関係を持ち、連携してまちづくりをすすめていくかが非常に重要です。それは、単にお金を出すだけでは機能しません。行政と地域と一緒に連携して「協働する」ために、防災アドバイザー制度の創設を検討すること。（新規）

【危機管理防災課】

自治会の中には、防災に関する一定の知識・経験を有し、災害現場での指揮、指導経験もある消防団や自衛隊の経験者、防災士の資格取得者等もいらっしゃいますので、そうした人材を地域の防災アドバイザーとして活用できれば、自主防災活動の実効性を向上できるものと考えております。

自主防災活動の活性化への支援を行う者として、消防職員・消防団幹部の経験者や防災士の資格を持つ方を、市から県に推薦し、現在9人が県の自主防災アドバイザーとして委嘱されております。

自主防災アドバイザーの皆様には、自主防災組織リーダー研修会等において、自身の経験・知識に基づく講話等を行っていただくとともに、日頃は、地域からの防災に関する相談や地域の防災活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る役割も担っていただき、行政と地域が協働して防災対策に取り組めるように努めていただいております。

今後も、自主防災アドバイザーの協力を得ながら、防災対策についての行政と地域との連携を強化し、地域防災力の向上に努めてまいります。

【自主防災組織】

- 1) 自主防災組織による防災訓練実施率の向上と「自主防災組織 防災訓練マニュアル」などを作成により、自主防災組織が系統的、計画的に防災訓練が実施できるようにすること（修正）

【危機管理防災課】

自主防災組織における訓練の実施状況につきましては、平成30年度は11月末現在で152組織が訓練を実施し、実施率は63%となっており、複数回行なった自治会もありました。災害時の被害を最小限に抑えるには、繰り返し訓練を行うこ

とが重要となります。

今後も、自主防災組織と消防団に対して、双方が連携して訓練を実施するよう提案するなど、訓練実施について積極的に働きかけてまいります。

自主防災組織が系統的、計画的に防災訓練が実施できるように、市では自主防災組織リーダー研修会でテキストとして使用している「自主防災組織活動マニュアル」に防災訓練に関する事項を掲載して詳しく解説するとともに、毎年、記載事項の見直しを行い、内容を充実させております。

今後も、「自主防災組織活動マニュアル」を参考とし、リーダーを中心に地域の特性にあった訓練実績を積み重ねていただけるよう、自主防災アドバイザーの協力も得ながら、自主防災組織リーダー研修会や出前講座等あらゆる機会を捉えての防災意識の啓発や、訓練の実施に向けた様々な働きかけ等を行い、自主防災組織や住民自治組織の防災訓練の実施について支援してまいります。

【消防団】

- 1) 火災をはじめ災害現場では、常備消防に加えて消防団活動が大きな役割を果たしています。消防団は、団員の確保（減少対策）、高齢化、サラリーマン化などが大きな課題です。一方で、女性の消防団員は、1993年は全国で4,150人だったのが、2016年は2万3,894人と、6倍近くにまで増加しています。上田市消防団においても、女性や学生の消防団員の確保をはじめ、効果的な処遇改善を調査・研究してすすめること。（修正）

【消防総務課】

女性団員数の県内19市の平均値は実員数に対し3.0%であり、当団は3.8%という状況で、県内市平均を上回るものの、当団が目標とする5%以上の任用目標には達していません。

女性団員の確保・活性化を目的とし11月には6人の女性団員が全国女性消防団員活性化大会へ参加し、全国の女性団員の活動を目の当たりにし意見・情報交換を実施する中で、全国的に女性団員の交流を実施している地域が多くあったことから、上小地域での女性団員の確保・活性化について上小消防協会に要望し、今年度は試行的に、上田市が主体となり上小地域の女性団員の意見交換会の開催を計画しております。

学生団員の確保については、10月21日の長野大学祭に消防団ブースを出展、12月には消防団に関心のある学生に対し、勧誘活動の実施を計画しております。

処遇改善につきましては、市内8温泉施設の入館料割引券(250円を4枚)を配布し、心身のリフレッシュや団員であることのメリットを実感していただくこと、魅力ある組織づくり、新規入団確保に繋げることを目的に次年度以降も本事業の継続を考えておりますとともに、引き続き団員確保・効果的な処遇改善の調査・研究を進めてまいります。

◇ 地域内分権の推進について

地域内分権は、最終段階になっていますが到達点は一様ではありません。地域協議会とまちづくり組織の現状について分析して、今後のあり方について、関係者の意見を踏まえて整理して、方向性を明確にすること。(修正)

【市民参加・協働推進課】

地域協議会は、市の附属機関として、市長等の諮問や意見聴取に応じた審議をいただくこと及び地域課題の解決に向けた調査・研究、市への提言を行っていただくことを目的として、合併時の新市建設計画、合併協定に基づき、市内9地域に設置されております。

一方、住民自治組織(まちづくり組織)につきましては、今後急速に進行する少子高齢化や人口減少に対応するため、単一の自治会では解決が難しくなる様々な地域課題(地域福祉や防犯・防災等)について、もう一回り大きな「地域」という枠組みで、自治会や地域内の市民活動団体等が参画・協力し、自主的・自立的に解決していただくための組織として市内全域への設立を進めており、これまでに8地域で10の住民自治組織が設立されております。残る中央地域においても準備会にあたる地域経営会議が設立され、神川地区が単独での設立を決定し設立に向けた協議が進められており、中央4地区では組織の枠組みの検討が進められております。

地域協議会が条例に基づき設置された市の附属機関であるのに対し、住民自治組織は、地域住民の合意により設立され、住民自らが主体となって地域課題を解決するための実行組織であり、その位置付けが異なります。

地域協議会の役割の内、地域課題の解決に向けた調査・研究、市への提言等の機能に関しては、将来的には住民自治組織に担っていただくことを想定しておりますが、市長等の諮問等に応じた審議・答申の役割は市の附属機関である地域協議会に特化された役割であり、住民自治組織への移行は困難であると考えております。

今後の地域協議会と住民自治組織のあり方(方向性)については、住民自治組織の設立状況や活動状況を踏まえ、関係する皆様のご意見を十分にお聞きしながら、検討を進めてまいります。

◇行財政改革について

【上田市庁舎の改修・改築事業】

- 1) 改築事業をすすめるにあたって、来庁者の安全を確保すること。
ならびに要件別案内を丁寧にすることや工事の進み具合に応じて、市民に途中経過も説明すること。(新規)

【庁舎整備室、行政管理課】

上田市庁舎改修・改築事業については、現在の庁舎の課題もふまえ、市民に関わる公共サービスの提供、災害発生時に市民の安全を守る防災拠点、市民が利用しやすい窓口業務、機能的な職務スペースの配置等、機能の充実と環境負荷の低減などを基本計画に盛り込むとともに、9月末に基本設計を決定しました。

市役所新本庁舎は、現在地で部分的に庁舎を利用し市役所の機能を維持しながらの改築となるため、市役所に来庁される方の安全を十分確保するとともに、周辺の住環境に配慮し工事を行います。

また、多くの課所が庁内の移転や仮庁舎での業務を行うことから、来庁される方が迷うことなく、目的の課所でスムーズに手続き等ができるよう、案内看板等のほか、広報やホームページなどでお知らせするとともに、窓口での丁寧な対応に心がけてまいります。

今後、新本庁舎の工事に着手する計画ですが、工事の進捗状況についても、広報やホームページ等を通じて市民にお知らせするよう努めてまいります。

【収納対策について】

- 1) 収納対策について

収納率の向上対策は、税の公平性の確保を図るために必要ですが、滞納整理にあたっては、滞納者の生活実態を十分把握したうえで、適正で慎重な対応をすること。(新規)

【収納管理課】

滞納整理にあたっては、法令に基づく督促の他に、納付案内センターからの案内や催告書による自主納付の働きかけを併せ行うものとし、この際には個別のご事情に応じ滞納解消に向けた方策のご相談にあずかる点もお伝えしながら取組を進めております。

また、滞納処分にあっては、滞納者の資力を把握するために財産調査を行い、

滞納者が直ちに生活困窮に陥ることのないよう配慮しながら、執行停止等の措置も視野に置き整理を進めております。

今後も、法令の趣旨を踏まえながら、適正な取組を行ってまいります。

◇主権者教育について

上田市では、2016年参議院選挙から18歳選挙権が実施されました。

若年者の投票率が他の年代より低い傾向にあり、義務教育の時期から主権者教育が重要とされています。

【主権者教育】

- 1) 来年には、最も身近な選挙である長野県議会議員選挙ならびに参議院選挙が行われます。18歳選挙権の拡大に合わせて、高校、専門学校、短大、大学などの主権者教育や投票率向上対策を図ること。
(修正)

【選挙管理委員会事務局】

今後の選挙に向けての高校生への働きかけとして、高校生が選挙に関わる際に、特に気を付けなければならないこと等をまとめた問答集を作成、配布し、主権者教育のサポートを行っていくとともに、4月以降の選挙では、現在の高校3年生の多くが進学等により転居している事が予想されるため、各高校に出向き、「不在者投票の方法を説明したチラシ」とあわせて「不在者投票の請求書」等の配布を依頼し、不在者投票の促進を図ってまいります。

また、大学生等への働きかけとして、当日投票及び期日前投票の事務従事者を公募し、投票に参加してもらうことで投票意識の高揚を図ります。

更に18、19歳の有権者に対して、選挙のしくみや、不在者投票等、各種投票の方法が確認できるQRコード付きのメッセージカードを送付し、有権者となる自覚を促していく等、投票率向上につながる啓発活動に取り組んでまいります。

◇地域医療、保健予防、福祉対策について

- 1) 救急医療、高度医療に対する市民の切実な声にこたえるために、信州上田医療センターを中心とした上田地域の医療体制の充実・強化を引き続き図ること。(継続)

【健康推進課】

地域の中核病院である信州上田医療センターの医師数は、平成30年4月現在

66人で、昨年の同時期の61人と比較し、5人増となっております。

上小医療圏の救急搬送収容人員を見ると、平成29年度の総合計は9,241人で、うち3,198人（搬送受入割合では34.6%）を信州上田医療センターが受け入れております。また、上小医療圏域外等への救急搬送収容人員は1,207人（搬送割合では13.0%）となっております。平成28年度の搬送割合12.8%と比較しますと、若干増加していますが、圏域外等への搬送割合は減少傾向となっております。

上小医療圏を含む東信医療圏全体の三次救急医療は、佐久総合病院佐久医療センターが担っているため、圏域内で全ての救急医療を完結させることは困難ですが、上小医療圏域内の救急医療体制は充実が図られてきているものと感じております。

一方、上田市独自の取組として、医師確保修学資金等貸与制度があります。この制度は、市で指定する医療機関の医師として従事しようとする者に対し、修学資金等を貸与することにより、安定的な医療体制を確立するための制度です。

現在貸与者は15人おり、うち3人の研修医が今年度、信州上田医療センターに勤務しています。

しかしながら、医師や看護師等、上小地域で勤務する医療従事者は県平均を下回っている状況が続いておりますので、引き続き、上小医療圏域の医療体制の充実・強化に取り組んでまいります。

2) 上田市立産婦人科病院と信州上田医療センターの連携をさらに強化し、周産期医療を充実すること。（継続）

【上田市立産婦人科病院】

産婦人科病院では、信州上田医療センターとの医療連携として、小児科回診や各種検査等、医師、各科との連携や、正常分娩とハイリスク分娩の取扱いの役割分担により、安全で安心な医療の提供に努めております。

また、医師、看護スタッフ間での合同カンファレンスや、臨床の検証、情報交換等を定期的実施し、知識及び医療レベルの向上や、職員間での情報の共有により、相互の関係性向上に努めております。

引き続き、地域周産期医療の充実を図るため、信州上田医療センターとの連携の強化に努めてまいります。

3) 健康増進事業の継続、病気予防や早期発見、治療などに役立つ人間ドッグや各種検診事業の受診者の拡大をはかること。（継続）

【健康推進課】

人間ドック及びがん検診などの各種検診は生活習慣病の予防や疾病の早期発見及び初期段階での治療という観点から大変有意義であります。このため人間ドックにつきましては、上田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者並びに被用者保険加入者のうち助成制度のない方等を対象に補助金を交付しております。

また、各種検診事業については、公費負担にて補助をし、個人負担は検査費用の2割程度とすることで、市民の健康増進を図っております。

今後も人間ドック及び各種検診を多くの方に定期的に受診していただくために、その重要性を周知し啓発を進めるとともに、健康づくりチャレンジポイント制度や健康講座・健康教室、特定保健指導等の事業を通して健康意識の向上を図ってまいります。

- 4) 市として、市民のくらしを直接応援する独自施策や市民に寄り添い、きめ細かな相談体制を充実すること。(継続)

【福祉課】

市民の皆さまからの相談内容が多様化・複雑化する中で、それぞれの状況に応じた適切な対応ができるよう相談窓口や支援体制を充実させてまいりました。

生活保護の申請をはじめとする様々な生活相談に応じる福祉課などの窓口に加え、委託事業として生活困窮者の様々なニーズに対応できるよう社会福祉協議会上田市生活就労支援センター「まいさぼ上田」を設置いたしました。

今後とも庁内の関係各課や様々な団体・事業者と連携し、市民に寄り添う、きめ細かな相談体制の充実に取り組んでまいります。

◇国民健康保険事業について

国民健康保険事業は、社会保障制度の根幹である国民皆保険制度を担っており、世界に誇れる制度でもあります。

- 1) 国民健康保険税は、いまでも大きな負担となっているのが実情です。来年度からの国民健康保険税は、現状の水準を維持または低くなるように基金の繰り入れ等も検討すること。(継続)

【国保年金課】

国民健康保険税は、平成30年度の国保制度改革に伴い、長野県が示す国保事業費納付金を納めるために必要な額を、保険税として徴収する仕組みに変わりました。

その国保事業費納付金は、平成31年1月中旬に最終的な金額が示されるため、その納付金に対し適切な国民健康保険税率を決定することになります。

税率決定にあたっては、国保運営協議会において、基金の繰り入れ等も含め、様々

な視点から検討を行ってまいります。

- 2) 上田市が実施している短期保険証の発行、保険証の留め置き、滞納対策として長野県地方税滞納整理機構への移管等は、だれでも安心して医療を受ける権利を阻害しないようにすること。(継続)

【国保年金課】

国保年金課では、「上田市国民健康保険税の滞納者に係る措置の実施要領」に基づき、収納管理課と連携し、国民健康保険税の滞納がある世帯に対して各種取組を実施しております。

これらの措置は、保険者間の税の公平性を保つため、また世帯の生活実態を把握し、滞納解消に向け納付相談の機会を確保するために必要であると考えております。

対象者に対しましては、保険税の納付に関係なく、納付相談を受けたうえで保険証を発行するなど、医療を受ける権利を阻害しないよう、今後も丁寧な対応に努めてまいります。

◇教育行政について

【食育・地産地消をすすめる学校給食に】

市教育委員会は、学校給食について総合的な判断として第一、第二学校給食センターを1つに統合する案を公表しています。

しかし、「一カ所にまとめることでリスクが高まる」「地産地消がすまない」(市民アンケート)など大規模化と一カ所に集約することに強く懸念する声が上がっています。

- 1) 土屋陽一市長は、「第一、第二学校給食センターを1つに統合する案」について、市教育委員会に再検討を要請しました。民意にそって、一カ所への統合計画を見直すこと。(修正)

【教育総務課】

学校給食施設の整備については、市長から教育委員会に対して再検討を求められていることから、現在、さまざまな検討を進めているところであり、教育委員会としてしっかりと議論を重ねた上で判断してまいりたいと考えております。

【教職員の多忙化の改善を】

教職員の多忙化が大きくクローズアップされ、国でも県でも調査研究、改善策が提案されています。

- 1) 市教委においても教職員が児童・生徒に向き合う時間を確保するため、「多忙さ」の実態調査と軽減対策を実施すること。

特に、部活動の指導のあり方、タイムカードの導入による勤務時間の掌握、土日祝祭日の行事の改善など具体的に進めること。(継続)

【学校教育課】

平成30年3月に「学校における働き方改革推進のための基本方針」を制定し様々な取組を進めています。市教育委員会主催の会議や通知、調査の精選や簡素化、また部活動指導員制度を導入し、今年度は3校に3名の指導員を配置し教職員の負担軽減を図っております。

6月には国・県の指針を参考に「上田市立中学校に係る運動部活動の指針」を策定し、学校長に対し、部活動の休養日や活動時間について遵守するよう指導しているところです。また、勤務時間の適正化を目的に出退勤時間の管理ソフトを全学校に配布し、年間を通して教職員の勤務時間が把握できる体制を整えました。今後も引き続き、教職員の多忙化の改善に努めてまいります。

【社会教育施設の整備】

社会教育を支える各種施設の計画的な整備をすすめることが求められています。

- 1) 教育委員会が所管する公民館、スポーツ・体育施設が多数ありますが、そのことが上田市の社会教育をささえる基盤であり、特徴もあります。性急な統廃合などは行わず、利用状況など情報公開や利用者の意見を掌握して、将来的な施設のあり方を調査研究すること。(継続)

【生涯学習・文化財課、スポーツ推進課】

【生涯学習・文化財課】

公民館につきましては、「上田市総合計画」「地域まちづくり計画」の中で、地域の拠点として位置づけられ、地域住民の自発的な生涯学習活動を支援するとともに、まちづくり活動の更なる充実を図る施設として整備を進めております。

神川統合保育園・神川地区公民館の複合型施設は、平成30年度末竣工、平成

31年4月に開園・開館の予定です。

今後も「地域内分権の確立」といった側面から、住民自治組織の実践活動の場として、また、学習・文化活動の拠点となる社会教育施設として、各地域の状況を把握し、要望に沿えるよう計画的に整備してまいります。

【スポーツ推進課】

スポーツ施設については、第二次上田市総合計画や総務省の指針である「公共施設等総合管理計画」に位置付けた「上田市公共施設マネジメント基本方針」等を踏まえ、平成30年5月に「上田市スポーツ施設整備計画」を策定し、個別施設の整備方針を明確にしました。

今後は、スポーツ施設利用者やスポーツ関係団体等の意見をお聞きするとともに、各施設の維持管理費や更新費用等に係るトータルコストの縮減も視野に入れ、施設整備を進めてまいります。

- 2) 地域ぐるみで学校を支援する信州型コミュニティスクールの充実や子どもの居場所づくり、学習支援、子ども食堂など地域や団体と連携をとり、できるところから施策をすすめること。(継続)

【子育て子育て支援課、生涯学習・文化財課、学校教育課】

【子育て・子育て支援課】

上田市では、市内の数か所で子どもの居場所のひとつである、いわゆる「子ども食堂」が開催されており、地域や民間団体の主体的な取組により運営されております。

食事の提供のほか、学習支援や地域住民との交流など、運営団体ごとにさまざまな内容で行われておりますが、このようにそれぞれの団体で柔軟な取組が行えるのも、民間団体の主体的な運営によることが大きな理由であると考えております。

市といたしましては、これまで行ってきた公共施設の利用や広報活動などの支援のほか、運営団体の意見をお聞きしながら、引き続きできる限りの支援を行ってまいります。

【生涯学習・文化財課】

地域ぐるみで学校を支援する取組につきましては、平成20年度から「学校支援地域本部」「国のコミュニティ・スクール」等を推進しており、平成25年度からは、長野県で推奨している「信州型コミュニティスクール」に取り組んでいます。

上田市においても、目標であった平成28年度末で市内全小中学校への設置が完了し、今後も学校教育課、生涯学習・文化財課、公民館等関係部局が連携して取組を進めてまいります。

これからも地域住民への周知を図るとともに、信州型コミュニティスクールが継

続した取組となるよう、ボランティアやコーディネーターが活動しやすい環境を整えてまいります。

【学校教育課】

コミュニティスクールについては、国のコミュニティスクール2校、学校支援地域本部事業を1校が実施しており、信州型コミュニティスクールでは学校支援ボランティアハンドブックを関係部所と連携して作成する等充実に努めております。

今後、学校の自主性・自立性を尊重しながら、学校運営参画、学校支援、学校評価機能を一体的・継続的に実施する信州型コミュニティスクールの更なる充実に努め、地域住民が協働し地域に開かれた学校づくりを推進してまいります。

また、市内でNPO法人等が子どもの居場所づくりに取り組んでいることや食事の提供といった活動を行うにあたり、公共施設の利用や広報等の要望がある場合は、関係機関と協議し、できる限り協力してまいります。

【日本遺産認定をめざす取り組み】

「日本遺産」は、(地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

上田市には貴重な文化財などが数多く存在しており、日本遺産の認定を目指すだけのポテンシャルをもっています。

来年の申請にむけて、万全の準備をすすめること。(修正)

【生涯学習・文化財課】

日本遺産はこれまでに全国で67件が認定され、2020年までの残り2回の申請により、最終的に100件程度が認定される見込みです。

上田市は歴史文化基本構想策定の見込みがついたことから、日本遺産については「地域型」での申請とし、テーマ及びストーリー、認定後の「地域活性化計画」等について、関係部局による庁内検討会議を組織し、全庁体制で申請内容の討議を重ねております。今後も、2019年の申請に向けて万全を期して取り組んでまいります。

◇ 平和行政について

今年1月12日、上田市平和祈念事業が行われ、参加者に感動を与えるとともに、継続実施をのぞむ声もありました。

1) 上田市平和祈念事業を継続実施すること。(新規)

【人権男女共同参画課】

平和祈念事業につきましては、開催頻度や、平和を改めて考える機会の効果的な持ち方、内容等を検討してまいります。

2) 恒久平和は日本国憲法の理念の重要な柱です。今後も市の独自事業として、公共施設を利活用しての「平和資料館」や平和祈念事業をすすめること。(継続)

【人権男女共同参画課】

戦争の記録の保存、平和の尊さを後世に伝えていくことは重要であると認識しております。

平和資料館につきましては、資料の確保・保管、展示場所、人員、経費等、多くの課題がございます。今後、どのような手法で資料展示ができるのか、研究してまいります。

また、平和祈念事業につきましては、前述1)のとおり検討してまいります。

以上